

3 条例の概要

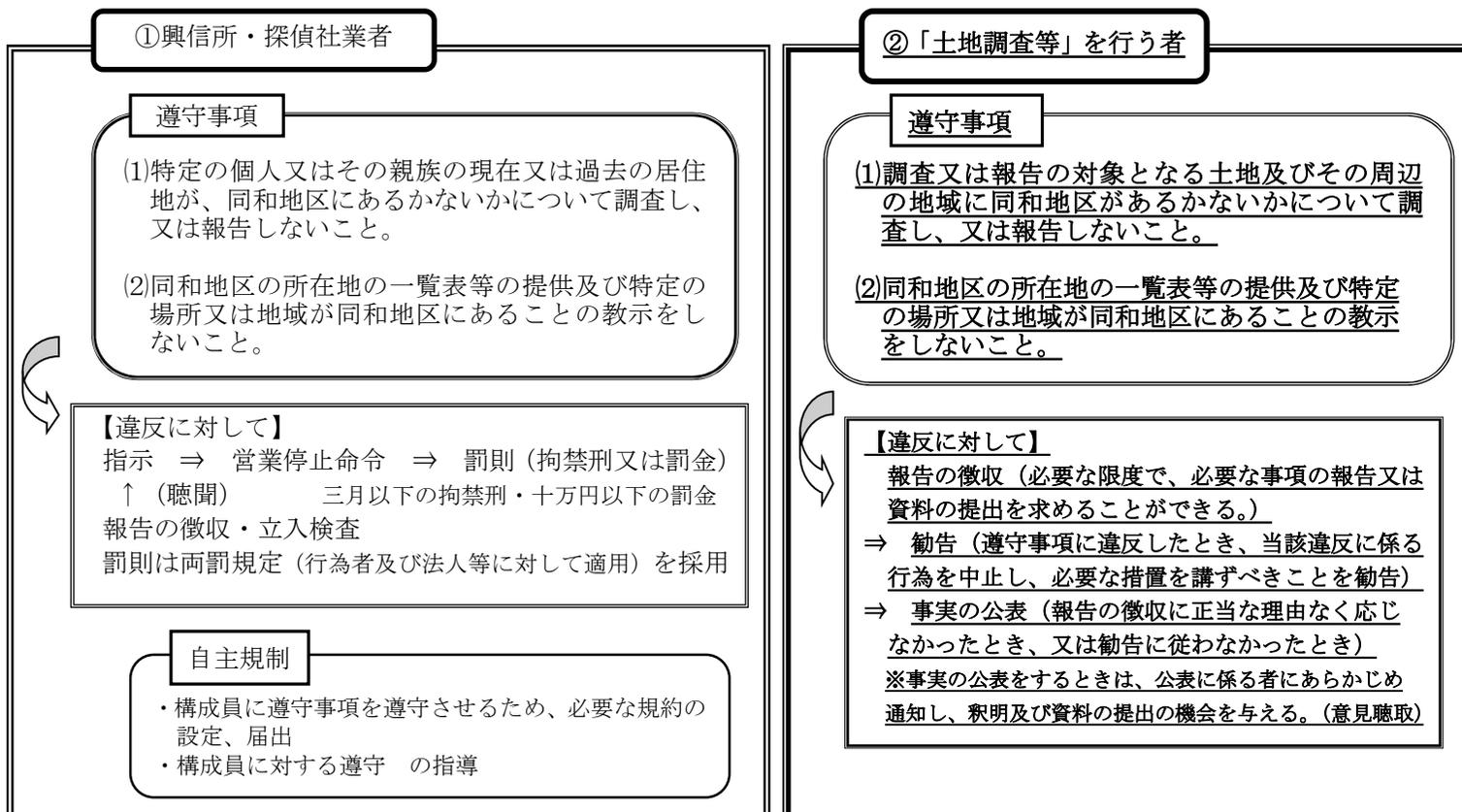
目的

「部落差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人權の擁護に資する。」

責務

<p>事業者</p> <p>①興信所・探偵社業者及び②土地調査等（府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。）を行う者</p> <p>その営業について、社会的責任を自覚し、目的に反する行為をしないよう努めなければならない</p>	<p>大阪府</p> <p>国及び市町村と協力して、目的を達成するため必要な啓発に努める</p> <p>府民</p> <p>目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない</p>
---	---

4



※ 下線を引いた部分が一部改正部分です。